

## 仁淀川清流保全推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 仁淀川の清流再生を目指すための指針として策定した「仁淀川清流保全計画」(以下「計画」という。)を、流域住民、団体、事業者及び行政等が連携して、共通認識のもとで、計画を具体的に推進していくために、「仁淀川清流保全推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の把握と検証に関すること。
- (2) その他計画の推進に関すること。

### (組織及び委員)

第3条 協議会は、別表1に掲げる、流域住民、団体職員、学識経験者及び関係行政機関の職員等(以下「委員」という。)により組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

### (任期等)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

### (役員)

第5条 協議会に会長、副会長を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事を置き、協議会の会計を監査する。監事は、会長が指名する。

### (全体会)

第6条 協議会の会議(以下「全体会」という。)は、会長が招集し、会長がその議長を務める。

2 委員がやむを得ず出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

3 全体会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

4 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 全体会は、軽微な事案で決定を要する場合又は緊急の決定を要する場合は、書面において開催することができる。

6 前項の場合、委員の記名・押印をもって出席したものとみなす。

### (部会)

第7条 計画の推進に関し、取組の実施団体や実施箇所等の必要な検討を行うため、協議会に次の各号に定める部会を設置する。

(1) 上流域部会(仁淀川町)

(2) 中流域部会(越知町・佐川町)

(3) 上八川川流域部会(いの町旧吾北村)

(4) 下流域部会(いの町旧伊野町・日高村)

(5) 河口域部会(土佐市・高知市春野町)

2 部会の委員(以下「部会員」という。)は、協議会の会長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会は必要に応じて部会長が招集し、部会での検討事項を全体会へ報告する。
- 5 審議する案件が部会をまたがる場合、部会員は、他部会に参加することができる。

(ワーキンググループ)

第8条 計画の推進に関し、テーマごとに検討を行う必要があるときは、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、次に掲げる者で会長が認めた者により組織する。
  - (1) 協議会の委員及び部会員（以下「委員等」という。）
  - (2) 委員等が属する団体の構成員
  - (3) 委員等から推薦があった者
- 3 ワーキンググループには座長を置き、座長はワーキングメンバーの互選により定める。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて座長が招集する。
- 5 ワーキンググループでの検討結果は、全体会及び部会へ報告する。

(関係者の意見)

第9条 会長、部会長及び座長が必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして全体会、部会及びワーキンググループへ出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部自然共生課に置き、庶務及び会計等の事務処理を行う。

(経費)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、協議会の趣旨に賛同する者の助成金または寄附金等をこれに充てる。

(事業年度)

第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が全体会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる全体会は、知事が招集する。
- 3 第6条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる全体会は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成30年4月24日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 仁淀川清流保全推進協議会委員名簿

氏 名	役 職 等
石川 妙子	水生生物研究家
小田 保行	仁淀川流域交流会議会長
井上 光夫	によど自然素材等活用研究会代表
大下 宗亮	パートナーシップ交流会仁淀川分会座長
多田 直人	国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所長
豊永 大五	高知県林業振興・環境部副部長
近澤 隆志	伊野製紙工業会長
中澤 一也	いの町観光協会事務局長
山本 俊二	仁淀川森林組合 代表理事組合長
小笠原 建夫	四国森林管理局嶺北森林管理署 署長
吉村 正男	仁淀川漁業協同組合 代表理事組合長
田岡 徹	仁淀川漁業協同組合理事
計 12名	(事務局：高知県自然共生課)